

# 足助重伝建地区選定10周年ロゴマーク・キャッチコピー・ポスター 使用ガイドライン

## 1 目的

当ガイドラインは、足助重伝建地区選定10周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」）、足助重伝建地区選定10周年キャッチコピー（以下「キャッチコピー」）及び足助重伝建地区選定10周年ポスター（以下「ポスター」）の運用について定めるものである。

### 2-1 ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。



【基本形：白黒】



（薄葡萄）



（若緑）



（今様色）



（薄墨色）



（唐茶）



（櫨染）

【変化形：カラー】

### 2-2 キャッチコピー

キャッチコピーは、次のとおりとする。

- ・ 「あかりのつながる町」
- ・ 「\_きになる足助」
- ・ 「やい！おまん 足助 いいだら～！ ほいだもんで こや～！」

## 2-3 ポスターのデザイン

ポスターのデザインは、次のとおりとする。



【「あかりのつながる町」バージョン】



(す)



(あ)



(と)



(こ)

【「\_\_きになる足助」バージョン】



(実行委員)



(支援員)

【「やい!おまん 足助 いいだら~! ほいだもんで こや~!」バージョン】

### 3 ロゴマーク・キャッチコピー・ポスターの使用について

- (1) ロゴマーク、キャッチコピー及びポスターは、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に選定されて今年で10周年を迎える足助の町並みを周知することを目的として使用すること。ただし、以下に該当する場合は、ロゴマーク、キャッチコピー及びポスターを使用することはできない。
  - ① 足助の町並みの品位を傷つけるおそれがある場合
  - ② 特定の政治、宗教または選挙の稼働に利用されるおそれがある場合
  - ③ 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
  - ④ 法令に違反し、または公の秩序もしくは善良な風俗を乱すおそれがある場合
  - ⑤ その他、重伝建地区選定10周年事業実行委員会が不適当と認めた場合
- (2) ロゴマークのデザインや文字を変形して使用してはならない。ただし、重伝建地区選定10周年事業実行委員会が必要と認める場合は、その限りではない。
- (3) ロゴマーク、キャッチコピー及びポスターの使用は無料とする。
- (4) ロゴマーク、キャッチコピー及びポスターの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマーク、キャッチコピー及びポスターの使用者によるものとする。